

国民健康保険税の軽減判定誤りについて

令和3年度の国民健康保険税の課税計算において税制改正によって変更となった軽減判定に誤りがありました。

1. 軽減判定誤りの内容

【原因】

今年度の税制改正により、国民健康保険税の、軽減判定基準の算出方法が変更されましたが、小諸市からシステム事業者に委託している国民健康保険税の計算システムの不具合により、軽減判定基準に係る「一定の給与所得者等の数」のカウントが誤っており、本来の軽減区分より多く軽減していた（保険税を低く計算していた）世帯が複数発生しました。

【判明の経過】

国民健康保険税のシステムを委託している事業者から報告があり、軽減判定誤りが判明しました。

【対象世帯および金額】

- ・対象世帯数 5世帯
- ・追加納付金額 133,900円
- ・一世帯あたりの追加納付金額（年額） 17,000円から39,700円
- ・令和2年度以前の税額への影響はありません。

2. 今後の対応

システム事業者によるシステム修正後に、今後到来する納期で再計算を行い、対象世帯の皆様へ課税内容について説明・謝罪したうえで、納税をお願いする予定です

今後、同様の事案が発生しないよう、税額のチェック体制を強化し、適正な事務処理に努めます。

対象世帯の皆様には、ご迷惑をおかけしますこと、改めてお詫び申し上げます。

■問い合わせ先

小諸市役所 税務課 市民税係 担当：佐藤、高見澤

Tel 0267-22-1700（内線 2152、2151） Eメール shiminzei@city.komoro.nagano.jp

その他のイベント・お知らせ情報